

日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： ライアン・フォーハンケリー

競技種目： バスケットボール

2010-005 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 23 年 2 月 03 日

日本ドーピング防止規律パネル

委員長 浅見 俊雄

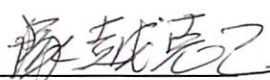



2010-005 事件 聴聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下、「本規程」と呼ぶ）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2010-005 事件の聴聞パネルは、平成 22 年 1 月 31 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 23 年 2 月 03 日

早川 吉尚 

塚越 克己 

村山 正博 

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 1 月 10 日・第 86 回天皇杯・第 77 回皇后杯 全日本総合バスケットボール選手権大会）の個人の各競技結果は失効する。
- ・ 本規程 10.4 項に従い、資格停止処分を伴わない譴責処分とする。
- ・ 暫定的資格停止は平成 23 年 2 月 03 日をもって解除される。

〔理 由〕

- ・ 競技会検査で検出された物質「イソメテプテン」は、2011年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S6. 興奮薬」において禁止物質とされており、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は B 検体についての分析を要求せず、また、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
 - ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項の違反が認められ、また、本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 1 月 10 日・第 86 回天皇杯・第 77 回皇后杯 全日本総合バスケットボール選手権大会）の個人の各競技結果はいずれも失効することとなる。
 - ・ また、今回検出されたイソメテプテンは、「禁止物質」にあたるものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、JADA、競技者本人、競技者の通訳、リード DCO、競技者のシャペロン、財団法人日本バスケットボール協会ドーピング関係担当役員の証言及び提出された文書（陳述書、医師の処方箋等）によれば、本件においては以下の各事実が認められる。
 - (1) 今回検出されたイソメテプテンは、競技者が偏頭痛の治療のために用いていた経口薬である”Midrin”に含有する物質であり、競技会後の突然の発症により競技会後に当該経口薬を服用したことに起因するものであることが、上記証言等から認定される。
 - (2) 当該経口薬を競技能力向上のために用いたものではないこと、さらに、競技会後の服用であるため、当該競技会における競技力に影響を与える可能性が物理的にもなかったことが、競技者に対する医師の処方箋や上記証言等からは認定される。
 - (3) さらに本件には、競技会後に突然に偏頭痛を発症して苦しんだ競技者が、当該経口薬の服用の許可を検査室にいたシャペロン及び DCO に求め、別のシャペロンの帯同の下、ロッカールームに移動し服用したという事情も存在している。
 - (4) なお、その際、検査室にいたシャペロン又は DCO から服用の許可があった旨の主張も、競技者側からはなされていた。しかし、聴聞会において証人の証言を突き合わせた結果、「薬の服用は自己責任でなされるべし」といった回答が、競技者側の通訳者の通訳の過程で、薬の服用の許可と競技者に誤解されたにすぎないことも明らかになった。
- 以上の事情、及び、今回の違反が 1 回目の違反であることを勘案すると、本規程 10.4 条の定めに基づき、資格停止処分を伴わない譴責処分とするのが相当であると判断される。
- ・ 本決定に至るまで平成 23 年 1 月 24 日の電話による検査結果の通知以来、競技者は、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止に服している（かかる暫定的資格停止に関しては平成 23 年 1 月 31 日に暫定聴聞会が開催されている）。しかし、上記処分の反射として、本日付で暫定的資格停止についても解除される。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上